

仕 様 書

1. 件 名 令和8年6月診療報酬改定に伴う病院情報システムの改修作業
2. 数 量 一式
3. 目 的 QST 病院で運用している病院情報システムを令和8年3月5日付け厚生労働省告示第69号（診療報酬の算定方法の一部を改正する件）他に対応させ、診断・治療業務の円滑な運用および診療報酬請求業務を正しく実施することを目的とする。
4. 履行期限 令和8年7月31日
5. 納入場所 千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 QST病院
6. 業務内容 病院情報システムを構築するシステム群の内、下記にあげるシステムについて、診療報酬改定に対応するための改修を行うこととする。
 - (1) 電子カルテシステムの改修作業
 - ①マスタ変更
 - ・参考マスタ
 - ・歯科処置加算マスタ
 - ・歯科処置行為マスタ
 - ・歯科材料マスタ
 - ②画面、プログラム、インターフェース改修等
 - ・看護必要度改定関連プログラム修正
 - ・看護必要度データシート修正
 - ・歯科処置改定関連プログラム修正
 - (2) 医事会計システムの改修作業
 - ①マスタ変更
 - ・点数マスタ
 - ・共通マスタ
 - ・部屋別加算マスタ
 - ・レセ電関連マスタ
 - ・分解マスタ

- ・サーバ業務マスタ

- ・統計共通マスタ

②画面、プログラム、インターフェース改修等

- ・プログラム修正に伴う画面

(3) 技師支援システムの改修作業

①マスタ変更

- ・検査項目マスタ

- ・検査付帯項目マスタ

7. 検 査 作業完了後、当機構職員が、「6. 業務内容」に記載されている各改修項目が「診療報酬改定」に対応していることを確認したことをもって検査合格とする。

8. 情報セキュリティ

① 受注者は、機構の情報セキュリティポリシーを遵守すること。

② 受注者は、本件で取得した機構の情報を、機構の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。

③ 受注者は、本件で取得した機構の情報を、機構の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。

④ 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、機構が意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。

⑤ 本件の履行に当たり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者はこれらの要求に応じること。

⑥ 本件に係る情報漏えいなどの情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに機構担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。

⑦ 受注者は、機構から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況を機構からの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。

⑧ 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、機構の許可無く機構外部に持ち出してはならない。

⑨ 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除又は返却すること。また、取得した情報が不要となった場合も同様とする。

⑩ 本件で作成された著作物（説明書、設計書等）の著作権は、機構に帰属するものとする。

⑪ 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託

の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面を機構に提出し、承諾を得ること。

- ⑫ その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、機構に対しすべての責任を負うこと。

8. その他
- (1) 6. 業務内容で示した改修内容のシステム操作説明書を電子媒体（CD-R等）で1部提出するものとする。
 - (2) 本仕様書について、疑義が生じた場合、または情勢の変化により仕様内容について変更する必要がある場合は、当機構担当者と請負者双方協議のうえ、決定するものとする。

(要求者)

部課名：QST病院 運営管理部 病院事務課

氏名：北村 卓也

(別紙様式 1 - 1)

選定理由書

1. 件名	令和 8 年 6 月 診療報酬改定に伴う病院情報システムの改修作業
2. 選定事業者名	富士通 Japan 株式会社
3. 目的・概要等	QST 病院で運用している病院情報システムを令和 8 年 3 月 5 日 付け厚生労働省告示第 69 号 (診療報酬の算定方法の一部を改正 する件) 他に対応させ、診断・治療業務の円滑な運用および診療 報酬請求業務を正しく実施することを目的とする。
4. 希望する適用条項	契約事務取扱細則第 29 条第 1 項第 1 号ワ (電算システムのプログラムの改良又は保守であって、互換性 の確保のために契約相手方が一に限定されるとき、または、当該 システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者 にしかできないと認められるものを当該システム開発者に行わ せるとき)
5. 選定理由	病院情報システムは令和 5 年 3 月より 6 年間の賃貸借契約で 導入した富士通 Japan 株式会社製のシステムである。本作業は 同システムを構成しているシステム群の内、電子カルテシステ ム・医事会計システム・技師支援システムを対象とした電算プロ グラムの改良であるため、当該システムの内部仕様の技術情報 やソースコードは富士通 Japan 株式会社が著作権を保有してお り他に開示していない。このため、当該システムの開発及び導入 を行い、著作権に係る技術情報を基に改修対応が可能な富士通 Japan 株式会社が本作業を実施できる唯一の事業者である。